部門別収支計算書

2 0 2 4 年 度

2024年 4 月 1日から2025年 3 月31日まで

北海道電力株式会社

部門別収支計算書

北海道電力株式会社

2024年4月 1日から 2025年3月31日まで

(単位 百万円)

				(単位 日カロ)
	特定需要部門	一般需要部門	特定需要·一般 需 要 外 部 門	合計
	(8)	(9)	(10)	(11)=(8)+(9)+(10)
電 気 事 業 収 益 (1)	166, 440	475, 814	232	642, 486
電 気 事 業 費 用 (2)	147, 633	436, 391	3, 216	587, 241
電気事業外収益(3)	754	1	26, 838	27, 593
電気事業外費用(4)	-	-	8, 844	8, 844
税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (5)=(1)-(2)+(3)-(4)	19, 561	39, 423	15, 009	73, 993
法 人 税 (6)	4, 288	8, 642	2, 340	15, 270
当期純利益又は純損失(7)=(5)-(6)	15, 273	30, 780	12, 668	58, 722

備考 特定需要部門,一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門には,次の各号に規定する事項を記載すること。

- 1 特定需要部門には、特定小売供給に係る収益、費用及び利益の額 2 一般需要部門には、一般の需要に応ずる電気の供給に係る収益、費用及び利益のうち特定小売供給に係るものを 除いた額
- 3 特定需要・一般需要外部門には、上記1及び2以外の事業に係る収益、費用及び利益の額

(部門別収支計算書における注記)

- 1 部門別収支計算書の作成基準
 - 本部門別収支計算書はみなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成28年 経済産業省令第45号)に基づ いて作成している。
- 2 部門別収支配分方法
 - 部門別収支配分方法は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る部門別収支配分基準、第2条第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。
- 3 記載している金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。